

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画提案書の提出を公募します。

令和3年9月24日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

- (1) 業務名 R3 沖縄建設産業グローバル化支援業務委託
- (2) 履行場所 沖縄県内
- (3) 業務内容
本業務は、沖縄県の島しょ性・亜熱帯性などの地域特性に対応した沖縄の建設技術等を海外に販売・展開する県内建設業関連企業等を支援している。本業務は、有識者で組織している委員会の運営補助と、本事業の総括、ガイドブック等の作成を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日(金)
- (5) 契約限度額 7,032,300円以下で契約を行う。(消費税込み)
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する提案書（以下「企画提案書」という。）の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

2 参加資格

企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 法人であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
 - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - キ 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は、沖縄県内に本店があること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表構成員又は構成員のうち1社は、沖縄県内に本店があること。共同企業体の結成にあたっての要件を「2(2)」に示す。
 - ク 実施方針及び特定テーマが適正であること。
 - ケ 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。
- (2) 共同企業体の結成にあたっての要件
 - ア 共同企業体を構成する全ての構成員が「2(1)ア～カ」の要件を満たす者であること。
 - イ 2社共同企業体とする。
 - ウ 自主結成方式とする。
 - エ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- オ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- カ 共同企業体の協定書は、任意様式とする。
- キ 代表構成員以外の構成員に関する「同種又は類似業務の実績」についての要件は、「特になし」とする。

(3) 企業（又は代表構成員）の実績及び管理技術者等の要件

ア 企業（又は代表構成員）に関する要件

(ア) 「2(3)イ～ウ」に挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

以下に示す同種業務又は類似業務について、平成23年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の構成員として、実施した下記の業務1件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：沖縄県内建設産業の海外進出支援業務等

b 類似業務：海外インフラ整備事業等の受注支援業務等

（同種業務、類似業務とも国、都道府県、政令指定都市等の公共事業を実施する機関の実績、または民間企業からの受注業務についても実績とする。）

イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成23年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記a若しくはbの実績を1件以上有すること。

a 同種業務：沖縄県内建設産業の海外進出支援業務等

b 類似業務：海外インフラ整備事業等の受注支援業務等

※(ア)においては、管理技術者若しくは担当技術者として携わった業務実績を対象とする。

（同種業務、類似業務とも国、都道府県、政令指定都市等の公共事業を実施する機関の実績、または民間企業からの受注業務についても実績とする。）。

(イ) 担当技術者

担当技術者の業務実績についての要件は、「特になし」とする。但し、特定段階においては評価を行うものとする。

3 企画提案書の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝企画評価点

イ 企画評価点の算出方法

企画提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い企画評価点を与え、(エ)について確認を行う。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する企画提案

(エ) 参考見積もり

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点	
	判断基準		管理技術者	担当※技術者
専門技術者力	業務執行技術力	(別記様式-6の2)(別記様式-6の3) 平成23年度以降から公告日までの同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国、県、市町村その他の公共事業からの実績とする。 ①平成23年度以降から公告日までに同種業務の実績がある。 ②平成23年度以降から公告日までに類似業務の実績がある。 ③①及び②に該当しない。 記載する業務は1件程度とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件1枚以内に記載する。別途契約書等の写しを添付すること(実績が確認できない場合は③とする)。	①5.0 ②2.5 ③選定しない	①5.0 ②2.5 ③0.0
小計	満点の点数		5.0	5.0
			10.0	

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
	判断基準		書面	ヒアリング
実施方針・実施フロー・工程表その他(別記様式-12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10.0	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フロー、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10.0	
小計			20.0	

ウ 特定テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点	
	判断基準		書面	ヒアリング
特定テーマに関する企画提案(別記様式)	全体	特定テーマ間の整合性	複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	
	マ1	的確性・実現性	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	マ2	的確性・実現性	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
小計			70.0	
アからウの合計(満点)			100.0	

R3沖縄建設産業グローバル化支援業務委託 委託仕様書『5委託内容「(2)本事業の総括」「(3)ガイドブック作成」』について、以下の企画提案を行うこと。「本事業の総括」「ガイドブック作成」の目的は以下のとおりである。

○「本事業の総括」の目的

目的①：平成25年度から取り組んでいる本事業の成果のとりまとめ及び本事業の評価を行う。

目的②：モデル企業の海外展開の取組について、受注機会の面の他、企業の経営面や人材育成・確保の面など幅広い視点で評価する。

目的③：県内建設産業のグローバル化の現状と課題、今後の展開方針（案）について整理を行い、次年度以降の取組につなげる。

○「ガイドブック作成」の目的

目的①：モデル企業の取組を本事業の成果として整理・発信する。

・ガイドブックは、国内で実施する取組（情報収集や市場調査の準備など）と、海外で行う取組（市場調査やネットワーク形成など）を想定

目的②：当該成果等を活用して、県内建設企業の経営者や技術者等の海外展開の取組に向けた機運醸成を図るため、海外展開の有益性、沖縄の強み、ノウハウ等について普及促進を図る。

目的③：機運醸成・普及促進により、海外展開を経営戦略の一つとして位置付ける企業数の増加や海外展開を担う人材の育成を図る。

○企画提案テーマ

テーマ1：本事業の総括として、事業の評価を行う上での評価項目、評価方法について提案を行い、その設定理由を述べる。また、実施する上での留意点（問題点、懸念事項）について述べる。

テーマ2：ガイドブックの目的①～③の達成に向けて、より効果的で実効性のあるガイドブックの構成・内容及び複数の活用方法を提案すること。また、実施する上での留意点（問題点、懸念事項）について述べる。

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参 考 見積もり	業務コストの 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規模と大きく乖離がある場合は非特定 ・業務量の目安を超える金額の場合は非特定 	—

落札決定にあたっては、消費税及び地方消費税100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税100分の10に相当する額を加算し見積書を作成すること。

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の合計の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

(3) 企画提案書に関するヒアリング

企画提案書の内容について次の日時、場所等においてヒアリングを行う。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ヒアリング実施方法については変更となる可能性がある。

ア 日 時 令和3年10月12日（火）午後14時00分から各社30分程度（予定）

イ 場 所 沖縄県庁11階 土木総務課 会議室（予定）

ウ ヒアリングの実施方法、時間等の詳細は、参加表明書、企画提案書の提出後に追って連絡する。ヒアリングの出席者は、配置予定管理技術者を含め、最大3名とする。

(4) 企画提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、企画提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき特記仕様書を定めた上で、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

4 参加資格及び企画提案書に対する質問及び回答

参加希望者は、参加表明書又は企画提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

沖縄県土木建築部土木総務課 企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号11F 電話番号098-866-2384

(2) 提出期間、提出方法及び場所

ア 期 間 令和3年9月24日（金）から令和3年10月4日（月）まで

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場 所 上記(1)による。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参または郵送により提出すること。電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 質問受理後2日以内

イ 場 所 下記アドレスに随時掲示する。

【沖縄県土木建築部土木総務課HP】<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/kikaku/index.html>

5 各種手続等

(1) 参加表明書、企画提案書の提出等

ア 参加希望者は、2に掲げる参加資格確認のため、次に従い、参加表明書、確認資料等を提出しなければならない。

イ 提出期間、提出場所及び方法

(ア) 期 間 令和3年9月24日（金）から令和3年10月7日（木）まで

(イ) 受付時間 休日を除く午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

(ウ) 提出方法等 持参又は郵送等（メール、ファクシミリ等電送を除く。）により原本を提出する。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

(エ) 提出部数 2部

(オ) 提出先 4(1)に同じ

ウ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

エ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

オ 企画提案書の作成方法

企画提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー

業務の実施方針、業務フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。

カ 企画提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、決定日に変更がある場合には、企画提案書を提出した者に通知する。

ア 日 時 令和3年10月20日(水)(予定)

6 契約保証金

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。沖縄県財務規則第101号第2項に該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7 配置予定技術者の確認

技術提案書の特定後、TECRIS等により配置予定技術者の配置違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術提案書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

8 支払条件

精算払いとする。(概算払いなし)

9 火災保険の要否

不要

10 非特定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

企画提案書を特定されなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 非特定の通知を行った日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所 公告文5(5)イの場所

ウ 提出方法 書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

11 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 沖縄県土木建築部土木総務課

受付時間 午前9時から午後5時まで

(2) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部土木総務課 電話098-866-2384

12 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画提案書に影響を及ぼす場合は、現場

の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

13 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び企画提案書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 選定された業者と随意契約により委託契約を締結する。そのため、改めて仕様書を作成し見積書の提出を求める。
- (7) 契約の締結に当たり作成する仕様書は、選定された提案書を尊重するがその内容に限定されず、変更もあり得るものとする。
- (8) 業務終了時の最終金額の確定については、契約時に提出された見積書を基準に精算を行うものとする。
- (9) 本業務は、国庫補助事業のため会計実施検査の対象となることから、契約締結後、別途資料作成を依頼する場合がある。